

第9章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策のいっそうの充実強化を図るため、事故災害対策計画について定めるものとする。

第1節 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、この計画の定めるところとする。

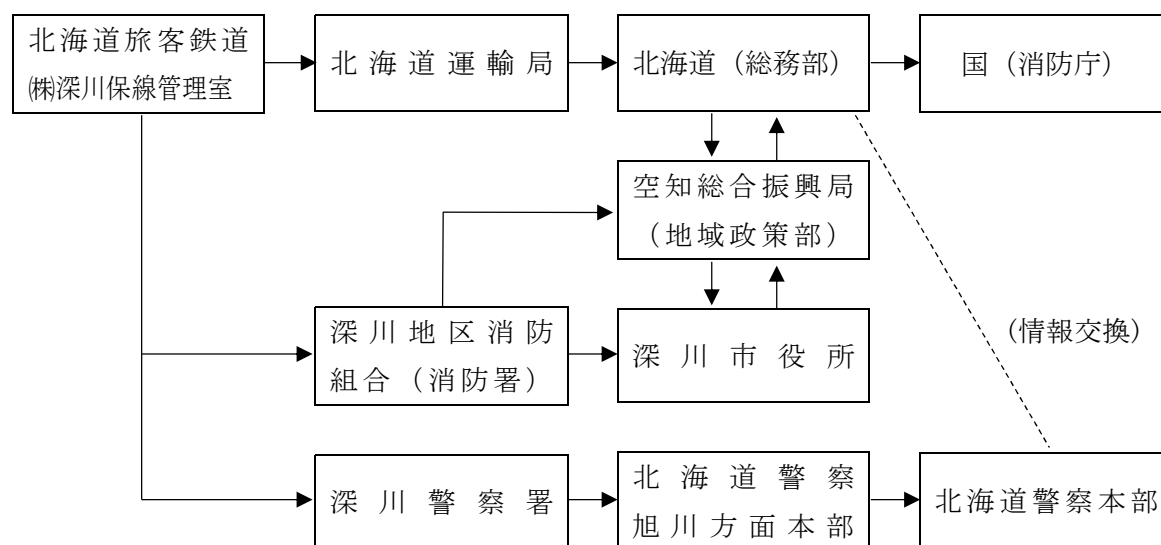
1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

2 災害応急対策

(1) 情報連絡系統

鉄道災害が発生した場合の連絡系統は、下記のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとし、相互に情報交換を行うとともに応急対策の調整等を行う。

3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため行う災害広報は、「第4章 第4節 災害広報・情報提供計画」の定めるところによるもののほか、北海道旅客鉄道(株)により、被害者の家族等、旅客及び地域住民に対し実施するものとする。

(1) 被害者の家族等への広報

関係機関は、被害者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確かつ適切に提供するものとする。

- ア 鉄道被害の状況
- イ 家族等への安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 鉄道等利用者及び地域住民等への広報

- ア 鉄道災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧状況
- カ 避難の必要性等地域に与える影響
- キ その他必要な事項

4 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

消防組合管理者は、鉄道災害通報を受けた場合は、直ちに空知総合振興局長及び関係機関に通報するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。

(2) 関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、鉄道災害通報を受けた場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。

(3) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、応急対策を行うものとする。

5 救助救出活動

救助救出活動は、北海道旅客鉄道(株)が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第6章 第2節 避難対策計画」の定めるところにより、迅速かつ的確に行う。

6 医療救護活動

医療救護活動は、「第6章 第14節 医療救護計画」の定めるところにより、迅速かつ的確に行う。

また、鉄軌道事業者は、災害発生直後における、利用者の避難誘導に努めるとともに、救助救出活動を実施する関係機関に可能な限り協力するものとする。

7 消防活動

消防組合消防本部は、「第5章 第9節 消防計画」の定めるところにより、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

また北海道旅客鉄道㈱についても、鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるものとする。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市等関係機関は、「第6章 第21節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 交通規制

深川警察署は、災害の拡大の防止及び交通の確保のため、「第6章 第4節 災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

10 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「本章 第3節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

11 自衛隊の派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、「第6章 第27節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊派遣の要請の依頼をするものとする。

12 広域計画

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第2節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は高速自動車国道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

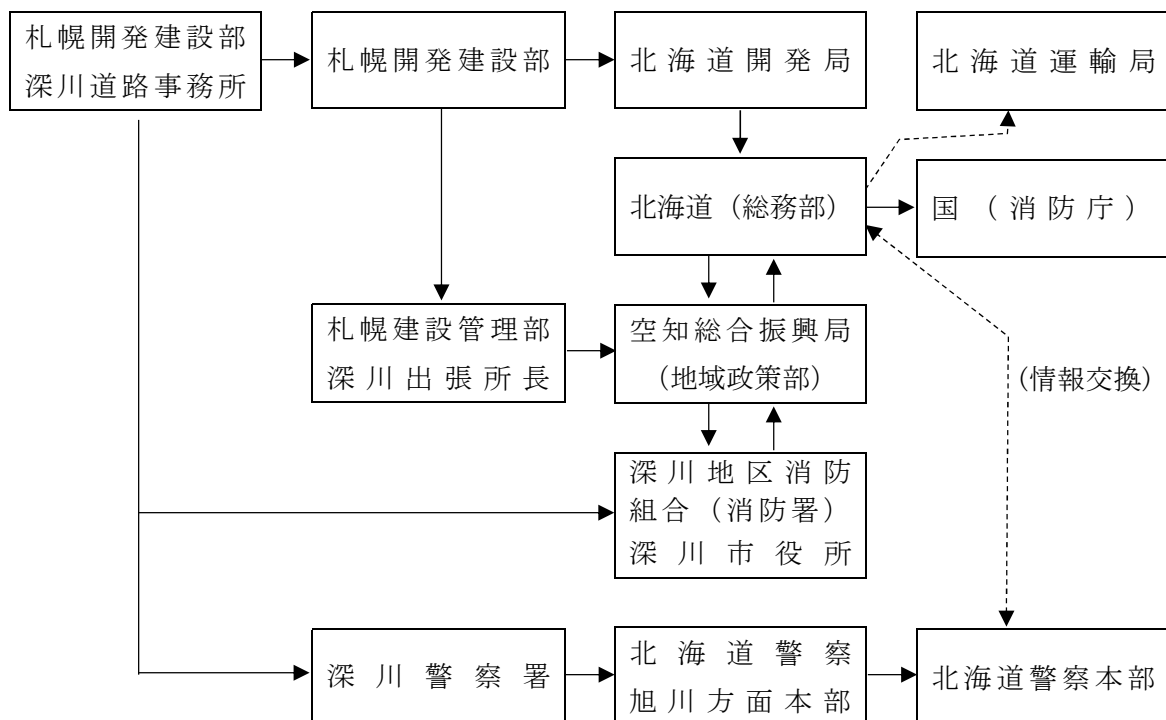
関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

2 災害応急対策

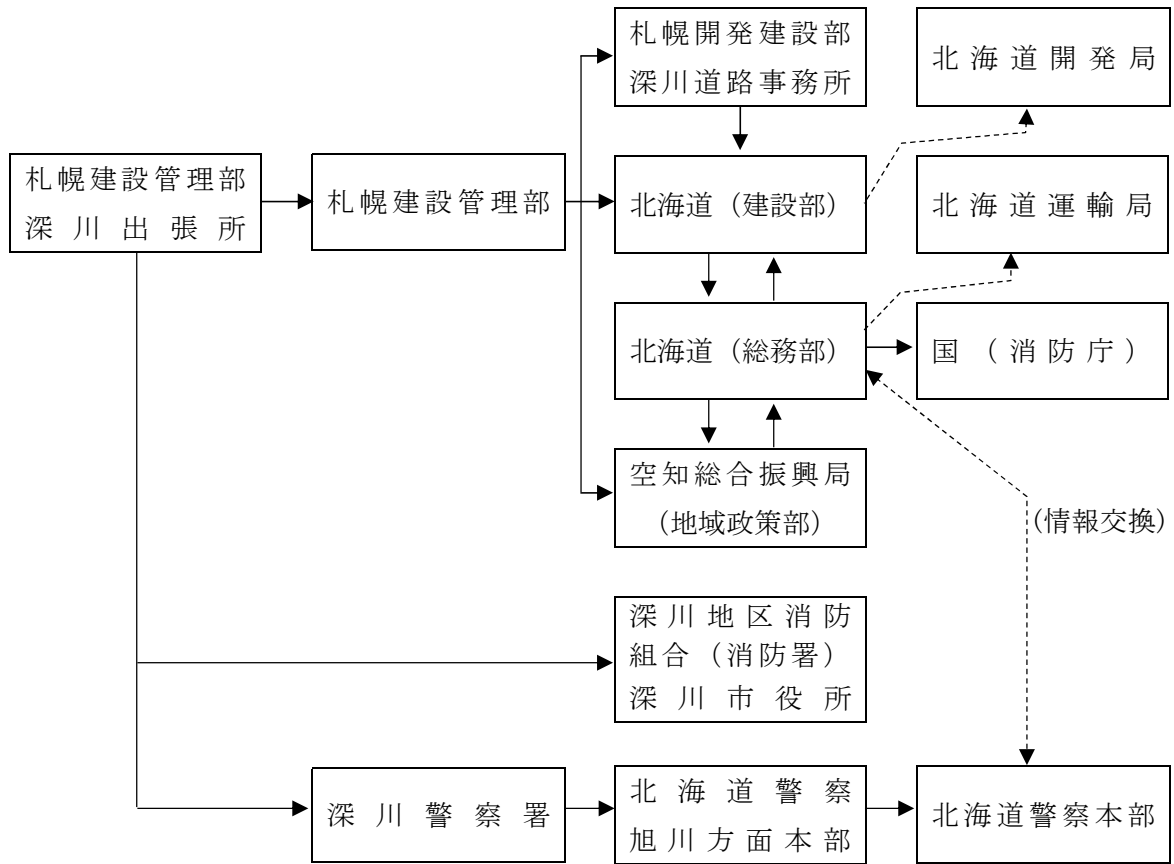
(1) 情報連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、下記のとおりとする。

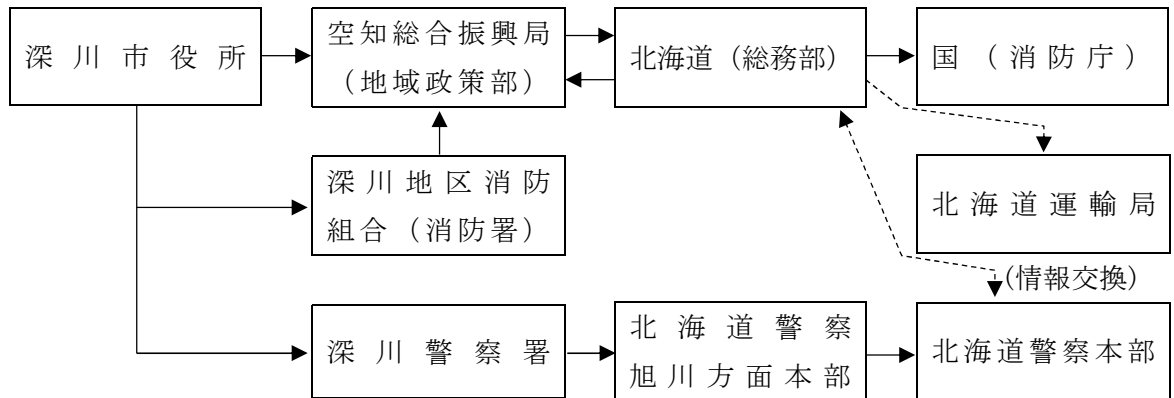
ア 国の管理する道路の場合



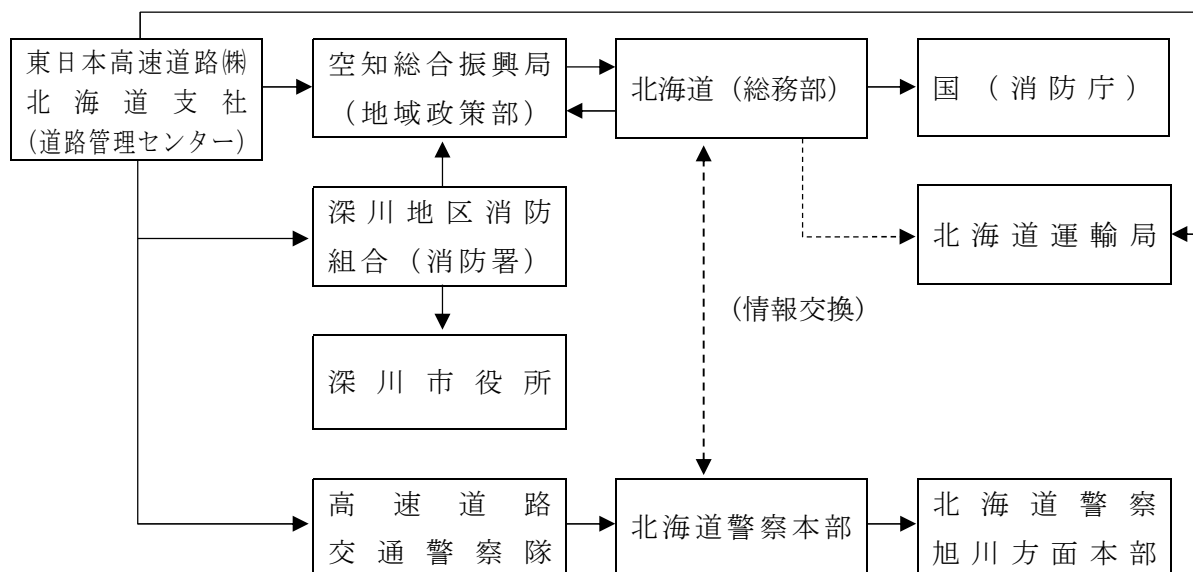
イ 北海道の管理する道路の場合



ウ 市の管理する道路の場合



エ 高速自動車国道の場合



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとし、相互に情報交換を行うとともに応急対策の調整等を行う。

3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため行う災害広報は、「第4章 第5節 災害広報・情報提供計画」の定めるところによるもののほか、被害者の家族等、道路利用者及び地域住民に対し実施するものとする。

(1) 被害者の家族等への広報

関係機関は、被害者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確かつ適切に提供するものとする。

- ア 道路災害の状況
- イ 家族等への安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 道路利用者及び地域住民等への広報

- ア 道路災害の状況
- イ 被害者等の安否確認
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧状況
- カ 避難の必要性等地域に与える影響
- キ その他必要な事項

4 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、道路災害通報を受けた場合は、直ちに空知総合振興局長及び関係機関に通報するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。

(2) 関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、道路災害通報を受けた場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。

(3) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、応急対策を行うものとする。

5 救助救出活動

救助救出活動は、道路管理者が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第6章 第2節 避難対策計画」の定めるところにより、迅速かつ的確に行う。

6 医療救護活動

医療救護活動は、「第6章 第14節 医療救護計画」の定めるところにより、迅速かつ的確に行うもののほか、道路管理者も、発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による救護が行われるよう協力するものとする。

7 消防活動

消防本部は、「第5章 第9節 消防計画」の定めるところにより、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

また、道路管理者は道路災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるものとする。

8 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

市等関係機関は、「第6章 第21節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 交通規制

(1) 深川警察署は、災害の拡大の防止及び交通の確保のため、「第6章 第4節 災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

(2) 道路管理者は、事故の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

10 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「本章 第3節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

11 自衛隊の派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、「第6章 第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより北海道知事（空知振興局長）へ自衛隊派遣の要請の依頼をするものとする。

12 広域計画

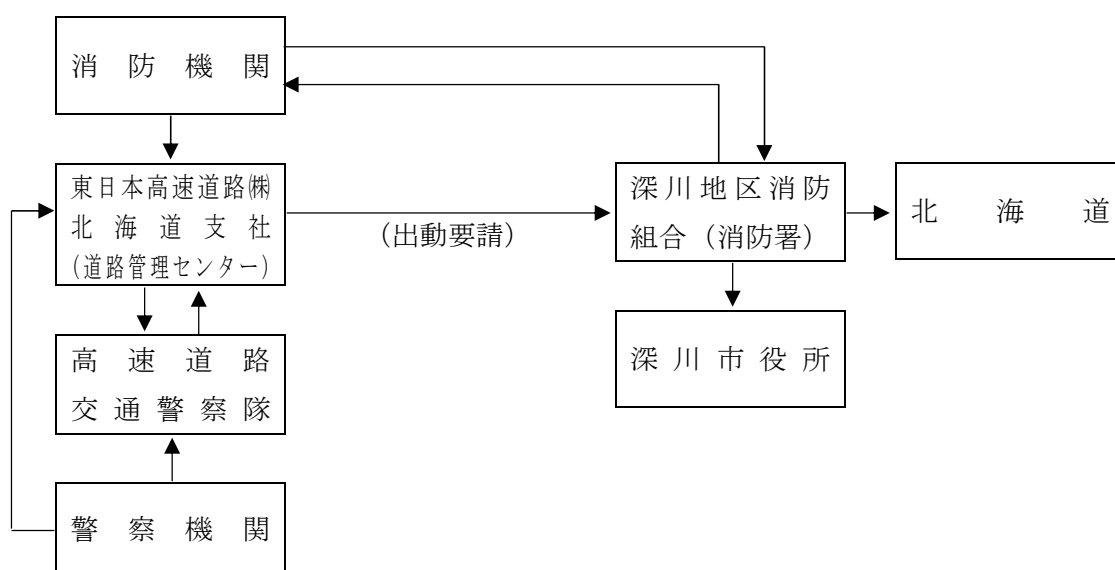
市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

13 高速自動車国道事故等対策

高速自動車国道において車両の衝突若しくは炎上又は積載物の爆発、転落等によって大規模な消火活動、救急救助活動等必要とされる事故等が発生した場合の関係機関の応急対策は次によるものとする。

(1) 事故発生通報

事故等の発生通報は、下記のとおり行うものとする。



※1 東日本高速道路(株)から消防本部への通報（出動要請）は、原則上下線方式による。

※2 消防機関の相互応援要請に関する通報連絡は、「北海道広域消防相互応援協定」による。

(2) 事故等対策現地本部の設置等

ア 事故等対策現地本部の設置

(ア) 消火活動、救急救助活動及び事故等の拡大防止等を迅速かつ円滑に実施するため、事故発生現場に「事故等対策現地本部」を設置する。

(イ) 「事故等対策現地本部」の構成は、深川地区消防組合、高速道路交通警察隊及び東日本高速道路(株)北海道支社の3機関とし、事故等の規模に応じ必要な関係機関の参入を要請することができるものとする。

イ 事故等対策現地本部の業務

(ア) 「事故等対策現地本部」は、事故等の対策を実施するための確に現場の状況把握を行うとともに、関係機関の諸活動の相互調整を行うものとする。

(イ) その他必要な事項については、「事故等対策現地本部」において決定するものとする。

(3) 事故等対策連絡本部の設置等

「事故等対策現地本部」の業務及び事故等の対策を的確に推進するため、北海道に「事故等対策連絡本部」を設置し、「事故等対策現地本部」の要請に基づき事故等の対策を行うものとする。

第3節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流失、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、この計画の定めるところとする。

1 危険物の定義

(1) 危険物

消防法第2条第7項に規定されているもの

[例]石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

(2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの

[例]火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの

[例]液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの

[例]毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）」等によりそれぞれ規定されているもの

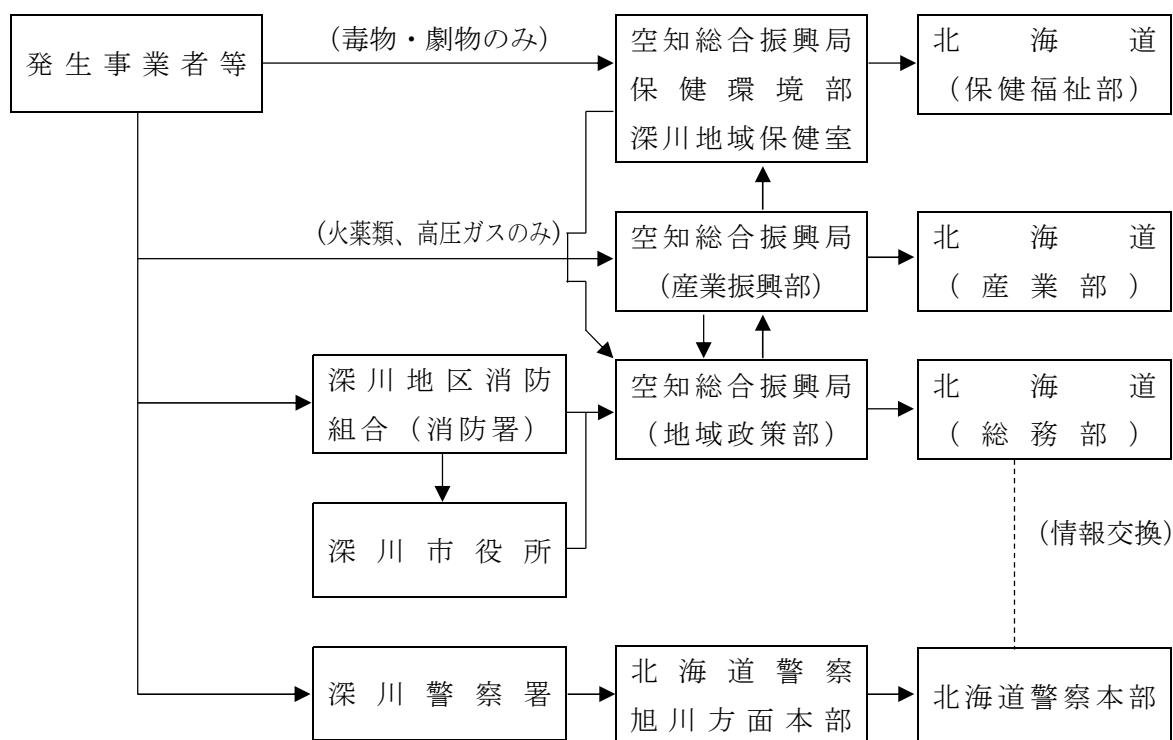
2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」）及び関係機関は、必要な予防対策を実施するものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報連絡系統

危険物等災害が発生し、又は発生しようとしている場合の連絡系統は、下記のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとし、相互に情報交換を行うとともに応急対策の調整等を行う。

4 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため行う災害広報は、「第4章 第5節 災害広報・情報提供計画」の定めるところによるもののほか、事業者及び危険物等取扱規制担当機関は、被害者の家族及び地域住民等に対し実施するものとする。

(1) 被害者の家族等への広報

関係機関は、被害者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確かつ適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等への安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- カ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

- ア 災害の状況
- イ 被害者等の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- カ 避難の必要性等地域に与える影響
- キ その他必要な事項

5 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

消防組合管理者は、危険物等災害通報を受けた場合や発生するおそれのある場合は、直ちに空知総合振興局長及び関係機関に通報するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。

(2) 関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物等災害通報を受けた場合や発生するおそれのある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。

(3) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、応急対策を行うものとする。

6 災害拡大防止

事業者及び危険物等取扱規制担当機関は、危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の性状を十分に把握し、災害拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

7 消防活動

消防活動は、「第5章 第9節 消防計画」の定めるところによるもののほか、事業者と綿密な連携を図り、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

また、事業者についても、消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

8 避難措置

市等関係機関は、人命の安全を確保するため、「第6章 第2節 避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性等といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

9 救助救出及び医療救護活動等

市等各関係機関は、「第6章 第3節 救助救出計画」及び「第6章 第14節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を迅速かつ的確に実施するものとする。

る。

また、市等関係機関は、「第6章 第21節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

10 交通規制

深川警察署は、災害の拡大の防止及び交通の確保のため、「第6章 第4節 災害警備計画」に定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

11 自衛隊の派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、「第6章 第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊派遣の要請の依頼をするものとする。

12 広域計画

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第4節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

市及び消防組合消防本部は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化等必要な予防対策を実施するものとする。

また、消防組合管理者は、空知総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件（下記）となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条の規定に基づく火災警報を発令するものとする。

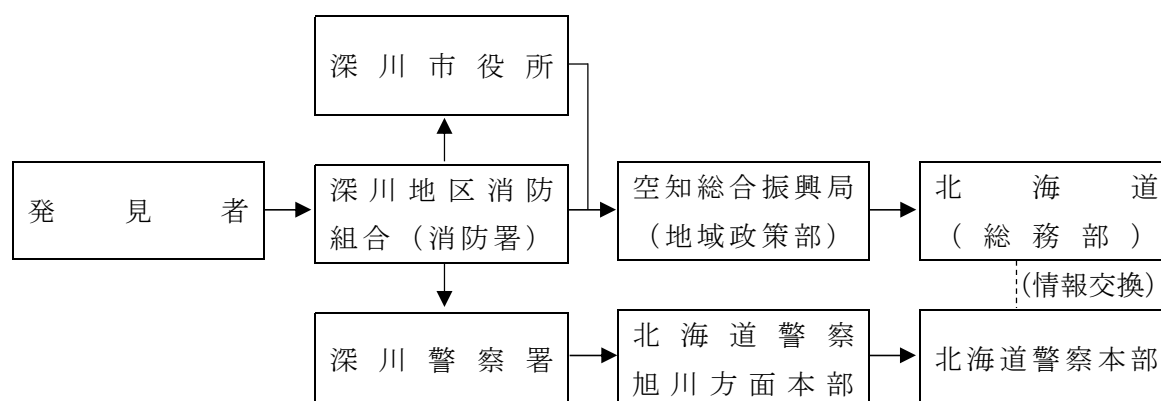
【火災警報発令条件】

- (1) 実効湿度65%以下にして、最小湿度45%以下となり、最大風速7m/s以上のとき
- (2) 実効湿度60%以下のときは、風速7m/s以上のとき
- (3) 実効湿度60%以下で最小湿度が30%以下の場合、若しくは、平均風速で12m/s以上が予想される場合（降雨又は降雪中は発令しないこともある）

2 災害応急対策

(1) 情報連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又は発生しようとしている場合の連絡系統は、下記のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとし、相互に情報交換を行うとともに応急対策の調整等を行う。

3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため行う災害広報は、「第4章 第5節 災害広報・情報提供計画」の定めるところによるもののほか、市等関係機関は、被害者の家族及び地域住民等に対し実施するものとする。

(1) 被害者の家族等への広報

関係機関は、被害者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確かつ適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等への安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

- ア 災害の状況
- イ 被害者等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 避難の必要性等地域に与える影響
- カ その他必要な事項

4 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、大規模な火事災害通報を受けた場合や発生するおそれのある場合は、直ちに空知総合振興局長及び関係機関に通報するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。

(2) 関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害通報を受けた場合や発生するおそれのある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、応急対策を行うものとする。

5 消防活動

消防組合消防本部は、「第5章 第9節 消防計画」の定めるところによるもののほか、事業者と綿密な連携を図り、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

また、事業者についても、消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

6 避難措置

市等関係機関は、人命の安全を確保するため、「第6章 第2節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

7 救助救出及び医療救護活動等

市等各関係機関は、「第6章 第2節 避難対策計画」及び「第6章 第14節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を迅速かつ的確に実施するものとする。

また、市等関係機関は、「第6章 第21節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

深川警察署は、災害の拡大の防止及び交通の確保のため、「第6章 第4節 災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

9 自衛隊の派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、「第6章 第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊派遣の要請の依頼をするものとする。

10 広域計画

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第5節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、早期に初期初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、この計画の定めるところによる。

1 実施機関及び協力機関

林野火災の予防対策を推進するため、「深川市林野火災予防対策協議会」を設け、実施機関相互の連絡、情報交換計画の実施及び指導等、予防対策の円滑なる実施を図るものとする。

(1) 実施機関

深川市・深川地区消防組合・上川中部森林管理署・空知森林管理署北空知支署・空知森づくりセンター・深川警察署・北空知森林組合

(2) 協力機関

きたそらち農業協同組合・教育委員会・観光協会・鳥獣保護員・森林保全巡視指導員・報道機関・森林愛護組合・王子緑化（株）鬼鹿出張所・三井物産林業（株）沼田山林事務所

2 予防対策

林野火災発生原因はほとんどが人為的によるものであるため、次により対策を講ずるものとする。

(1) 一般入林者対策

山菜採取、魚釣、ハイキング等の入林者に対する対策として、次の事項を推進する。

ア タバコ、たき火による失火については十分な思想の啓発をする。

イ 入林しようとする者は、入林許可が必要であることを指導し、無許可入林者をなくす。

ウ 危険時の入林禁止の周知を図る。

(2) 火入れ対策

林野火災危険期間（4～6月。以下「危険期間」）中の火入れは極力避けるようにするとともに、できる限り夏期又は秋期に行うよう指導するとともに、火入れ対策として次の事項を指導する。

ア 森林法（昭和26年法律第249号）及び深川市民有地火入許可に関する規則（昭和39年深川市規則第16号）の規定に基づく市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

イ 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。

ウ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

エ 森林法で規制している火入れに該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象条件に十分留意して行うよう指導する。

(3) 林内事業者対策

林内において森林事業、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講ずるものとする。

- ア 林内事業者は、火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するものとする。
- イ 事業箇所、火気責任者の指定する喫煙所及びたき火箇所を設置し、標識及び消火設備を完備するものとする。
- ウ 事業箇所の火気責任者は、林野火災発生時に備えあらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関と連絡の万全を図るものとする。
- エ 事業区域内から失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずるものとする。

(4) 森林所有者対策

森林組合及び森林所有者は、自己の所有林野内における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

- ア 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
- イ 巡視員の配置
- ウ 無断入林者に対する指導
- エ 火入れに対する安全対策

(5) 森林愛護組合の協力

森林愛護組合は、本市における山火事予防の中核体をなすものであることから、市及び関係機関は、森林愛護組合の協力を要請するとともに、その活動強化のため連携を図るものとする。

3 気象情報対策

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素であることから、気象予警報を的確に把握し予防の万全を期すため、次により情報の連絡体制を確立するものとする。

(1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として札幌管区気象台が発表及び終了の通報を行うものとする。

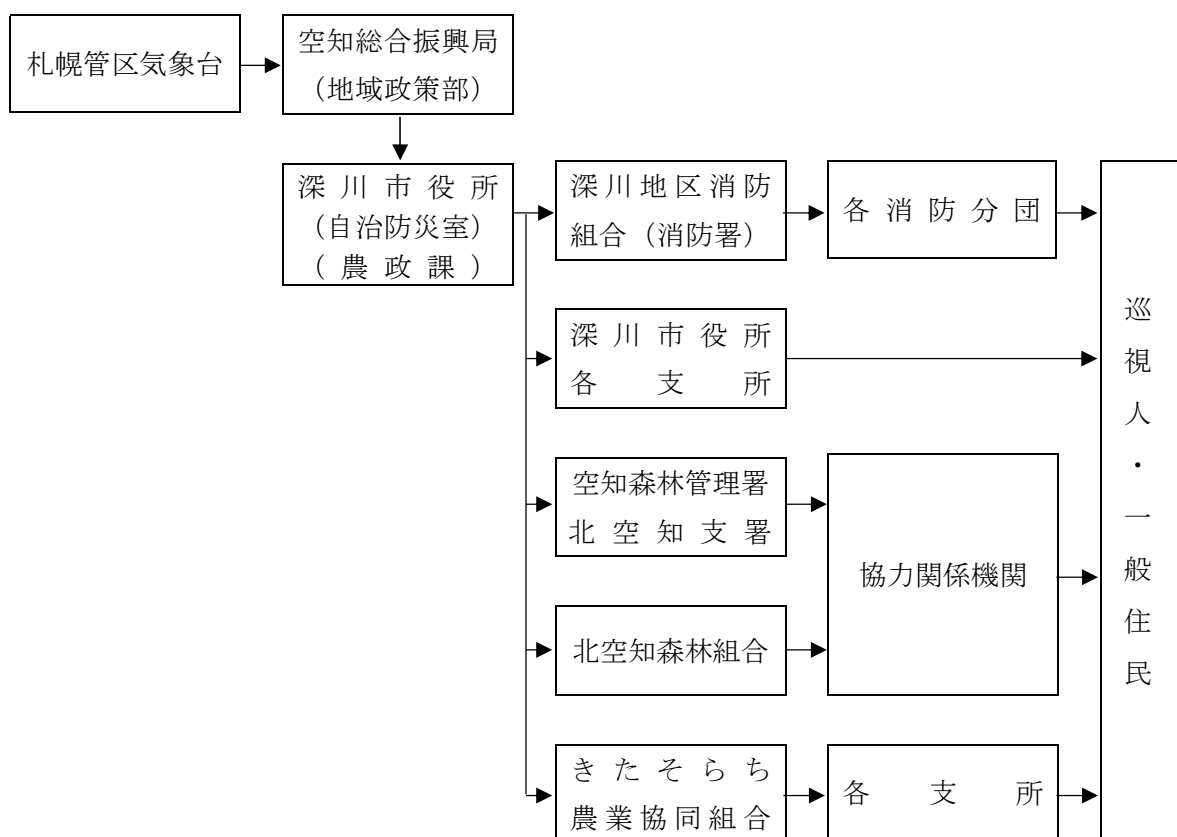
なお、火災気象通報基準は、「第4章 第2節 気象業務に関する計画」のとおりである。

(2) 火災警報

消防組合管理者は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生危険性があると認めるときは、消防法第22条の規定に基づき火災警報を発令することとする。

(3) 伝達系統

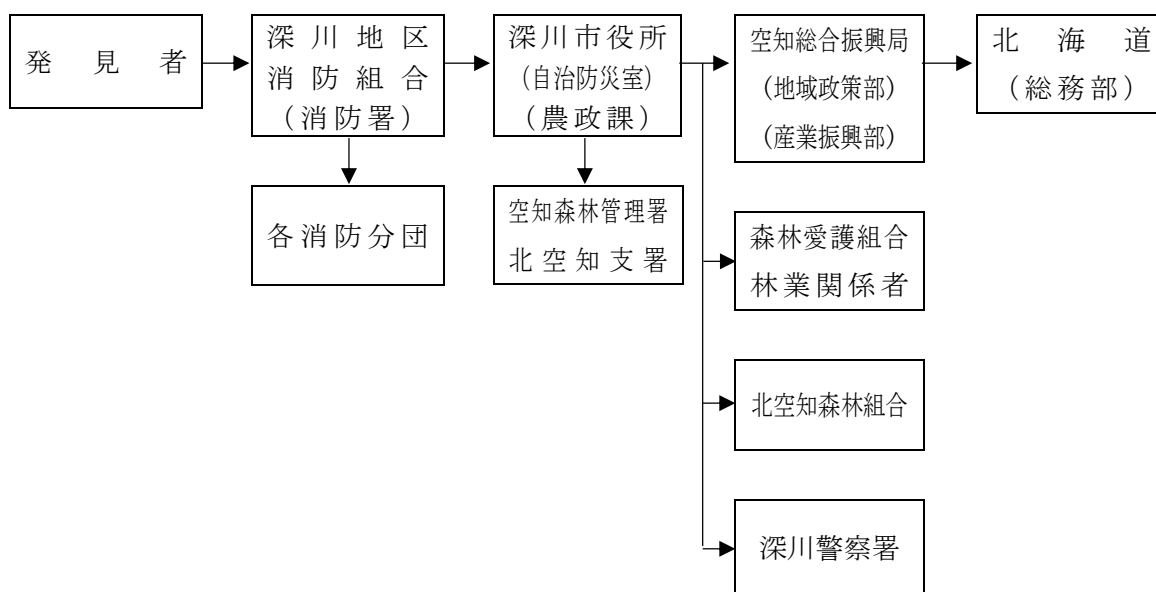
火災気象通報の連絡系統は、下記のとおりとする。



4 応急対策

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、下記のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとし、相互に情報交換を行うとともに応急対策の調整等を行う。

5 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため行う災害広報は、「第4章 第5節 災害広報・情報提供計画」の定めるところによるもののほか、市等関係機関は、被害者の家族及び地域住民等に対し実施するものとする。

(1) 被害者の家族等への広報

関係機関は、被害者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確かつ適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等への安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧状況
- カ その他必要な事項

6 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、広範囲に渡る林野の焼失等の災害通報を受けた場合や発生するおそれのある場合は、直ちに空知総合振興局長及び関係機関に通報するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。

(2) 関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、広範囲に渡る林野の焼失等の災害通報を受けた場合や発生するおそれのある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、応急対策を実施するものとする。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、応急対策を行うものとする。

7 消防活動

林野火災消防の目的は、火災を最も短時間に、最も容易に消火し、危険物を除去し火災の拡大防止に努めることにあるので、各関係機関は、平常時より林野火災に即応する体制の強化を図り

消防対策の万全を図るものとする。

- (1) 消防活動は、消防職員、消防団員、森林の関係者が主体となって行い、効果的な地上消火を行うものとする。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等については、「第6章 第26節 ヘリコプター等活用計画」の定めるところにより、北海道知事に対し、北海道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施するものとする。

8 避難措置

市等関係機関は、人命の安全を確保するため、「第6章 第2節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

9 交通規制

深川警察署は、災害の拡大の防止及び交通の確保のため、「第6章 第4節 災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

10 自衛隊の派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、「第6章 第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊派遣の要請の依頼をするものとする。

11 広域計画

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第6節 新型インフルエンザ等対策行動計画

ほとんどの人が免疫を獲得しておらず、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、また、市民生活及び経済に及ぼす被害を最小限にとどめることを目的として実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 基本方針

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能であることから、感染拡大を可能な限り抑制し、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保するとともに、感染拡大防止策等により社会に及ぼす影響が最小限となるよう「深川市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく対策を行うものとする。